

拘禁刑創設の趣旨

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和 7 年 6 月 1 日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 13 日成立）により、明治 40 年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和 7 年 5 月 31 日まで）	改正後（令和 7 年 6 月 1 日から）
○刑法 （懲役） 第 12 条 （略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第 13 条 （略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第 12 条 （略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第 13 条 削除

懲 役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁 錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘 禁 刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

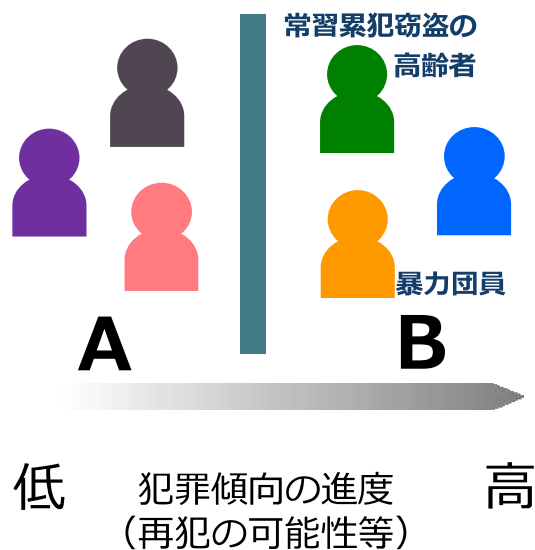
出所

集団編成の見直し

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現するために、矯正処遇課程を導入

これまでの集団編成

犯罪傾向の進度（再犯の可能性等）によって受刑者を分類し、集団を編成して処遇



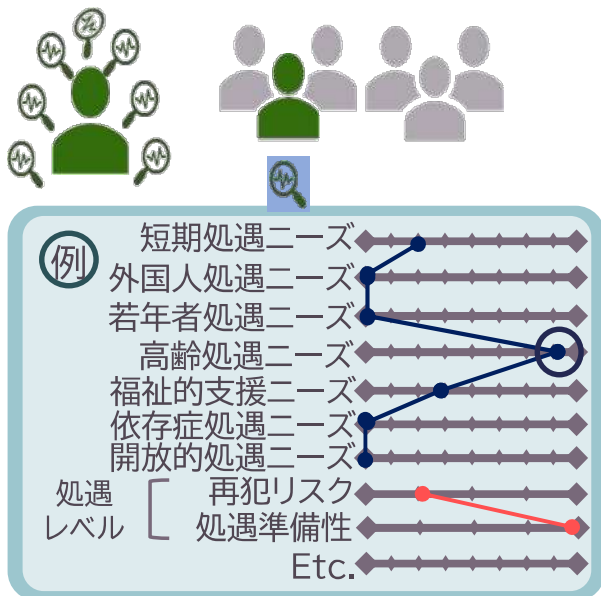
いわば「**単軸評定**」

保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序を過度に重視した画一的な処遇にならざるを得ない編成

拘禁刑下の集団編成

処遇指標の指定

矯正処遇等の効果的な実施を図るため、受刑者の年齢、資質、環境その他の事情に応じた処遇指標を指定



いわば「**多軸評定**」

心理専門官を中心に多職種の職員が関与するなど**アセスメント機能も強化**

矯正処遇課程

受刑者ごとの**特性等**に応じた処遇類型「**矯正処遇課程**」を新設（以下は一例）

短期処遇課程



依存症回復処遇課程



高齢福祉課程



一般処遇課程



Etc.

- ・ 高齢、障害等の受刑者の特性に応じた基本的な処遇類型を設け、処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定
- ・ この類型に基づいて集団を編成。類型に基づく処遇に加え、個々の受刑者に必要な処遇を実施

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施することが可能に

矯正処遇課程の新設

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者
D	拘留課程 Persons Sentenced to Penal Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Persons Eligible for Juvenile Training School	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者
I	禁錮課程 Persons Serving Imprisonment Without Work	禁錮受刑者
F	外国人処遇課程（一般） Foreign Persons	日本人と同一の処遇が困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreign Persons Requiring Special Needs	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreign Persons under Certain Treaties	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者
J	少年処遇課程 Juvenile Persons	少年院収容を必要としない少年
Y	若年処遇課程 1～3 Youth Persons	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者
L	長期処遇課程 1～4 Long Term Persons	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者
G	一般処遇課程 1～4 General Persons	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者

	課程名	対象者
O	開放的処遇課程 Open House Treatment	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
ST	短期処遇課程 Short Term Persons	執行すべき刑期が6月未満の者
A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
DS	高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Handicapped Persons Requiring Daily Care	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
DM	福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

従来のA B指標に替わる新たな観点

処遇レベル

再犯リスクと処遇準備性^(注)の2軸で判定(4分類)

	再犯リスク	処遇準備性
レベル1	低	高
レベル2	低	中～低
レベル3	高	高～中
レベル4	高	低

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

拘禁刑下の作業

I 作業の意義・目的

作業は、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせることができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要がある。

これまで

懲役の本質的要素であるため、作業を行うことが目的化

拘禁刑

作業の必要性が認められた受刑者について、どのような作業に就業させることが適切か、また、その作業は、どのような処遇効果が期待できるかを明確化

II 作業の名称

作業の実施が必要と認められる受刑者に、どのような目的で、どのような効果を期待するのか、名称も明確化する必要がある。

これまで

懲役は、作業の実施が前提であるため、国側から見た作業の態様に応じた名称

【生産作業、自営作業など】

拘禁刑

特別改善指導「薬物依存離脱指導」等のように、その実施目的や意義が明確な名称となるように変更

【基礎的作業、機能別作業（コミュニケーション能力等向上作業）など】

※事務手続上の名称は継続

III 受刑者への働き掛け

作業を行うことの必要性を自覚させ、自主的に作業に取り組む意欲を育み、作業を通して、社会生活に適應する能力を育成する必要がある。

これまで

指定された作業を黙々と「行わせること」が目的化し、自主性等を養成する働き掛けが不十分

拘禁刑

作業の動機付けを十分に行い、就労意欲を喚起した上で、個々の特性に応じた作業を適切に課す。

拘禁刑下の作業～作業の名称～

これまでの種類

生産作業

主に民間企業等との契約に基づき、物品を製作する作業及び労務を提供する作業



自営作業

施設内における炊事、洗濯、清掃、介助等の経理作業、建物等修繕等の営繕作業



社会貢献作業

社会に貢献していることを実感することにより改善更生等に資する作業



職業訓練

職業に関する免許・資格等を取得・習得させるために行う訓練



拘禁刑下の作業の種類

基礎的作業

- ・ 社会人として、勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。
- ・ 作業を、自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等によって三段階（作業区分）に区分し、その区分に応じて設定された目標に向け、職業上の基礎的能力を身に付けさせていく。

作業区分Ⅰ

規則正しい勤労習慣を身に付けたり、途中で投げ出さずに忍耐強く作業に取り組む 等

作業区分Ⅱ

定められたルールを自らの意思で守り、設定された作業上の目標に取り組む姿勢を養う 等

作業区分Ⅲ

状況に応じて適する方法等を選択して作業を行い、自ら設定した目標に取り組む 等

機能別作業

- ・ 特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施

コミュニケーション能力等向上作業

出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。
全国70庁で実施

機能向上作業

（基礎的作業移行・社会参画課程）

作業療法士等による定期的な助言や指導を受け、認知機能及び身体機能の維持、自己肯定感の向上を図る。
主に高齢福祉課程及び福祉的支援課程で実施

チーム参加・管理能力等養成作業

課題の設定、商品等の企画、製造、販売、振り返りまでを実践的に体験させ、組織やチームを管理・運営していく能力等を養成する。
川越少年刑務所で試行

キャリア開発・実践作業

社会参加体験を通じて、身体機能や社会適応能力を向上させ、新たなキャリア開発を図る。
主に開放的処遇課程で実施

社会貢献作業（継続）

外部通勤作業（継続）

職業訓練

- ・ 出所後の就労への準備を進める既存の取組を職業訓練の種類として整理、種目等の見直しも継続

標準職業訓練（継続）

専門職業訓練（継続）

就労準備職業訓練

復習的訓練

・ 釈放3か月前の訓練修了者を対象に復習を実施

職場体験訓練

・ 就労内定企業等の見学・体験等

就労移行訓練

・ 協力雇用主等の求める技能の習得

拘禁刑下の作業～受刑者への働き掛け～

作業の動機付け

受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませた上、定期的に振り返りを行わせることによって、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていく。

動機付けは、第一次から第三次までの三段階で行い、第三次動機付けは、出所までの間、モチベーションを維持するように実施する。

第一次動機付け



刑執行開始時指導の一環として、施設内における作業内容等を説明する際に併せて講義形式で実施

第二次動機付け



作業を指定された際に、受刑者個々の特性に応じ、面接形式等で動機付けを行い、目標を設定

第三次動機付け



定期的に自分自身の振り返り、自己評価を繰り返し、都度、多様な方法で動機付けを行い、次期の目標を設定

職員による声掛け、民間企業等の講話・指導を通じたモチベーションの維持

動機付け、個々の作業への小目標の設定と、その振り返りを繰り返し、スモールステップで、矯正処遇の目標（大目標）の達成を目指す。

特別改善指導の充実

薬物依存離脱指導 R1

薬物依存の認識等を理解させ、断薬への動機付けを図り、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。

暴力団離脱指導 R2

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

性犯罪再犯防止指導 R3

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

被害者の視点を取り入れた教育 R4

被害者の命を奪うなどの罪を犯した者に対し、被害者及びその遺族等の心情を認識させ、謝罪及び被害弁償の具体的な方法について考えさせる。

交通安全指導 R5

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養する。

暴力防止指導 R7

自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させ、適切に自己の考え及び感情等を表現するための具体的な方法を習得させる。

特別改善指導の充実策の例

薬物依存離脱指導の実施体制強化

○対象者のアセスメントの充実

再犯リスクと薬物依存の重症度を組み合わせた密度別指導コースを指定。

○移行プログラムの開発

必要な者を社会内の治療・支援等に確実につなげることによって再犯防止効果を高めるためのプログラムを開発。



暴力防止指導の新設

○実施施設・指導対象者を拡大

一部の刑事施設で実施していた、一般改善指導「暴力防止プログラム」を改訂し、特別改善指導として位置付け、実施施設を全施設（女性刑事施設含む。）に拡大。

○個々の問題性に応じた指導

暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」、個別の問題を扱う「オプションプログラム」を設け、オプションプログラムでは、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの問題に対応するプログラムを新設。

被害者等の心情等を考慮した矯正処遇

自らの問題性、犯した罪や被害者等の心情等に向き合うよう、働き掛けを強化

被害者等の心情等の把握

- 被害者関係調査
- 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

反映

- 被害者等の被害に関する心情
 - 被害者等の置かれている状況
- 等

処遇要領（例）

◎ 矯正処遇の目標

- 自己の問題点を認識し、**被害者等の心情を踏まえ**、自己のとるべき行動を具体化する。

◎ 矯正処遇の内容・方法

- 特別改善指導 被害者の視点を取り入れた教育
- 一般改善指導 対話
- 一般改善指導 被害者心情理解指導

◎ 矯正処遇実施上の留意事項

- 被害者等の峻烈な心情を踏まえ、その心情を時間をかけて理解できるよう処遇を行いたい。

改善指導

○ 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）

- 入所後の早期から被害者等について考える機会を設けるとともに、謝罪及び被害弁償についての自覚を深めさせ、その方法を具現化させる指導を釈放に至るまで継続して実施（令和5年12月～）

◆ 導入プログラム（刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施）

受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

◆ 準備プログラム（本科プログラム開始までの間、年1回以上実施）

被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らの贖罪の在り方を模索させる。

◆ 本科プログラム

犯した罪の大きさや被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

◆ 継続プログラム（本科プログラム終了後、年1回以上。釈放前おおむね1年間は2回以上。）

再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

○ 一般改善指導（被害者心情理解指導）

- 被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取・伝達制度でお伺いした心情等を理解させ、罪の意識や感謝の気持ちをかん養する指導を実施

一般改善指導「対話」も適宜組み合わせながら、
在所期間を通じて継続的に指導を実施

社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）

→ **内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施**

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、「**個別支援処遇推進チーム**」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ **本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に**

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

《職親プロジェクト》

- ・ 出所時に働く場を提供
- ・ メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する企業説明会）を実施



《民間企業が開発したプログラム》

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施



高齢福祉課程

Group for Senior Persons
Requiring Daily Care : DS

対象者

おおむね70歳以上の者で、
認知症、身体障害等により自立した
生活を営むことが困難な者



作業療法士による指導

作業療法士による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図っています。

府中刑務所

新設された矯正処遇課程①

福祉的支援課程 (知的障害・発達障害)

Group for Handicapped Persons
Requiring Daily Care : DH

対象者

知的障害若しくは発達障害を有し、
又はこれらに準ずる者



認知トレーニング

作業療法を活用したプログラムを実施し、出所後の就労等に役立つ認知能力や社会適応力を向上させることを目的としています。

広島刑務所

手帳取得のための支援



精神障害者保健福祉手帳の取得等を通じて、出所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう調整します。

福岡刑務所

福祉的支援課程 (精神上的の疾病又は障害)

Group for Persons with Mental
Disorder Requiring Daily Care : DM

対象者

精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者



疾病教育

自身の疾病や症状について正しく理解し、出所後の生活場面や治療に向けた自己管理能力を高めることを目的としています。

札幌刑務所

福祉的就労を見据えた
農園芸作業



農園芸などの情操的な活動を通じて、自信や生きがいを実感させるとともに自己肯定感の向上を図り、円滑な社会復帰を目指します。

加古川刑務所

依存症回復処遇課程

Addiction Recovery Group : A

対象者
薬物の自己使用歴がある者のうち
薬物依存からの回復に向けた矯正
処遇を重点的に行うことが相当と
認められる者



グループミーティング

受刑者同士で、自身の
体験を共有すること
を通じ、薬物依存から
の回復に向けて自発的
に行動するよう働き掛
けます。

麓刑務所

社会復帰を見据えた 自助団体との関わり



自助団体とのミーティ
ングなどを通し、断薬への
動機付け等を図りつつ、
社会復帰後も継続的な
治療等を自発的に受け
るよう働きかけます。

名古屋刑務所

開放的処遇課程

Open House Treatment Group : O

対象者
開放的施設での処遇等の実施が
可能と見込まれる者
交通事犯集禁対象者



民間企業との連携

塀の外の造船場にお
いて、民間企業の方と
協力して作業を行う
など、社会に近い環
境での行動を通じて
責任感の育成を図り
ます。

尾道刑務支所

茶畑における作業



開放的環境における
茶の栽培などの集団
活動を通じ、自主性、
自律性及び社会適
応能力を養成します。

鹿児島刑務所

短期処遇課程

Group for Short Term Persons : ST

対象者
執行すべき刑期が6月未満の者



各特性に応じた指導

罪名や問題性など、
様々な特性に対応し
たワークブックを用いた
指導と対面指導を行
うことにより、早期の社
会復帰に備えます。

東京拘置所

新設された矯正処遇課程②